

## ●中央図書館「元気カフェ」の整備について

札幌市では、中央図書館に障がい者が働く「元気カフェ」を設置します。これは、市本庁舎 1 階ロビーの「元気カフェ」同様、障がい者雇用の場を拡充させるとともに、接客等を通じた交流機会を創出することで、市民の障がい者に対する理解の促進を図ることを狙いとするものです。

障がい者が地域で生き生きと生活できる社会を目指し、札幌市では今後も障がい者就労支援に向けた取り組みを進めていきます。

### 1 概要

- (1) 設置場所・面積  
中央図書館 1 階アトリウム（中央区南 22 条西 13 丁目）  
サービスコーナー（厨房部分）：13.49 平方メートル
- (2) 着工時期  
平成 24 年 9 月下旬
- (3) 竣工（しゅんこう）時期  
平成 24 年 12 月下旬
- (4) 開店時期  
平成 25 年 1 月初旬
- (5) 運営事業者
  - ・公募を実施し、プロポーザル方式により選定。
  - ・募集期間は平成 24 年 8 月 3 日から 9 月 7 日まで。選定は平成 24 年 9 月中旬を予定。
  - ・事業目的に沿って、障がい者雇用等に理解、経験のある法人を選定。
  - ・障がいのある方もない方も対等な立場で働ける職場をつくり、社会参加および経済的自立を図る運営を前提とした「札幌市障がい者協働事業」としてカフェを運営することとし、札幌市は事業運営費の一部を補助する。
- (6) 整備関係予算（平成 24 年度）  
27,500,000 円

### 2 基本コンセプト

- (1) 誰もが利用しやすいカフェ
- (2) ゆったりした時間の流れる居心地の良いカフェ
- (3) 本を知り、楽しむカフェ
- (4) 多様なコミュニケーションが生まれるカフェ
- (5) 自然や地域環境を取り込んだカフェ
- (6) 図書館と協調的に運営するカフェ

### 3 特徴

- (1) 市民参加（企画段階）  
基本コンセプトや整備イメージ、レイアウト等について、札幌市立大学の学生や障がい福祉関係者などをメンバーとするワークショップを開催し、幅広い意見を反映させた。

(2) 障がい当事者の参加（制作段階）

カフェで使用するテーブル、カウンター、ベンチ等は、障がい福祉サービス事業所で働く障がい当事者が、訓練も兼ねて実際に製作に携わる予定。

(3) 本をより身近に感じることでできるカフェ（実施段階）

木を基調にしたテーブルやカウンター等をあつらえた場で、図書館という特性を生かして、本に触れながら、知り、楽しみ、ゆったりとした時間を過ごしてもらえるようなカフェを目指す。

#### 4 市内の元気カフェの設置状況について

このたび整備する店舗は、「札幌市障がい者協働事業運営費補助」※を活用して運営するカフェとしては3店舗目。

店舗名	開店日	所在地
元気カフェ ふらっと	平成 21 年 1 月 31 日	社会福祉総合センター1階ロビー (中央区大通西 19)
元気カフェ	平成 22 年 9 月 21 日	市本庁舎 1 階ロビー (中央区北 1 西 2)
中央図書館元気カフェ (仮称)	平成 25 年 1 月初旬 (予定)	中央図書館 1 階アトリウム (中央区南 22 西 13)

※「札幌市障がい者協働事業運営費補助」とは

障がい者の割合が従事者の5割以上かつ人数が5人以上で、週30時間以上勤務する雇用契約を結んでいるなどの一定の要件を満たして事業を行う事業者に対し、補助金を交付する制度。

平成24年度については、8月3日から9月7日まで、補助を希望する事業者の再募集を実施する。補助の金額や要件などの詳細については、別紙募集要項を参照。

問い合わせ先

保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 山本・藤崎

電話：211-2936

# 「元気カフェ」の概要

## 1 設置目的

障がい者雇用の場の拡充とともに、接客等を通じた市民との交流機会を創出し、障がいのある方に対する理解促進を図っていくことを目的に、中央図書館1階ロビー（アトリウム）に障がいのある方が働くカフェ（『元気カフェ』）を設置します。

## 2 コンセプト（ワークショップ意見集約結果から）

「元気カフェ」の設置にあたっては、大学生や障がい者福祉サービス事業所の方々などと、基本コンセプトやレイアウト、運営方法等について意見交換（ワークショップ）を重ねてきました。

『誰もが利用しやすいカフェ』  
『ゆったりとした時間の流れる居心地の良いカフェ』  
『本を知り、楽しむカフェ』  
『多様なコミュニケーションが生まれるカフェ』  
『自然や地域環境をとりこんだカフェ』  
『図書館と協調的に運営するカフェ』

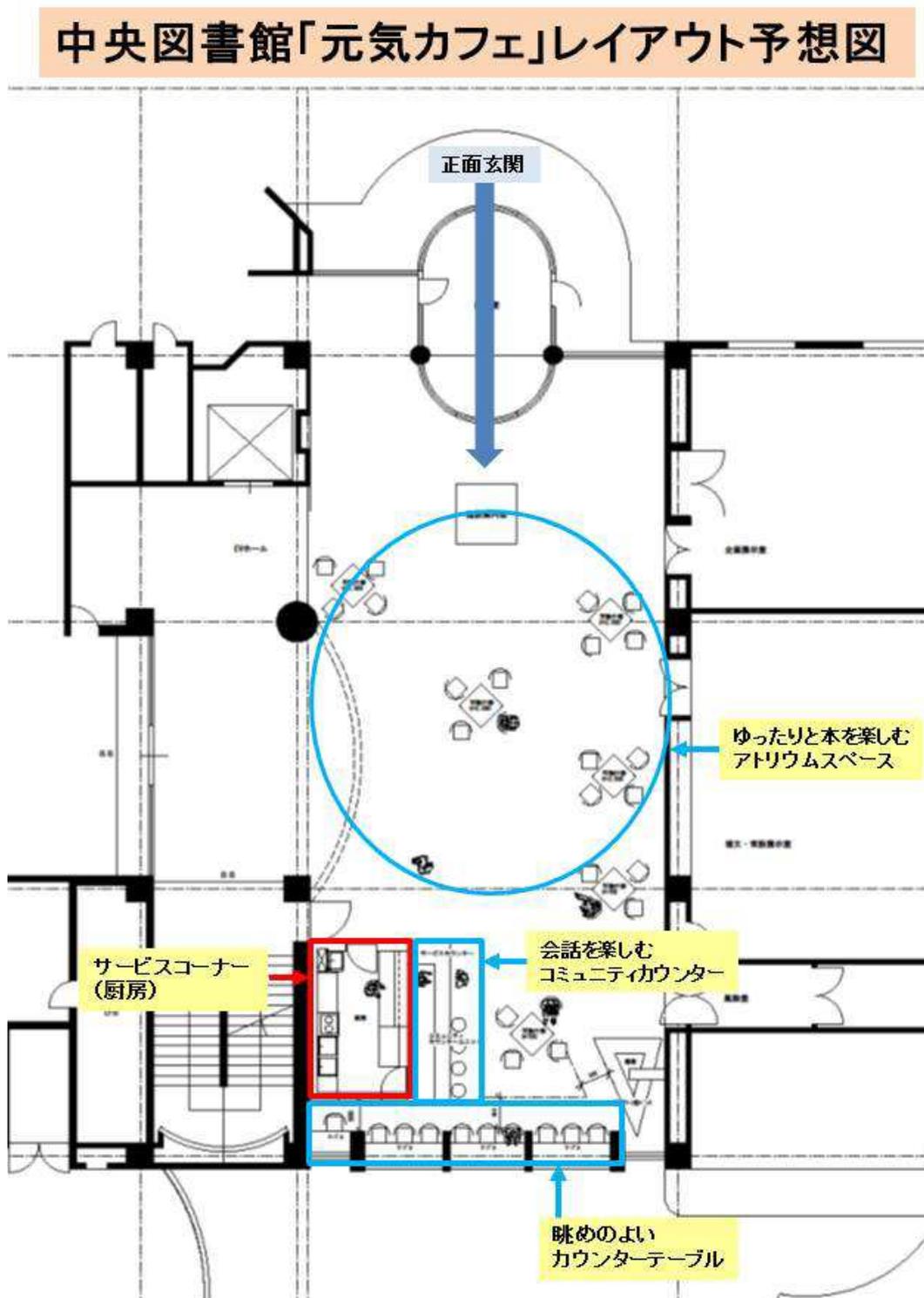
## 3 イメージ図

※図書館1階ロビー（アトリウム）から、元気カフェを眺めた予想図



#### 4 ロビーレイアウト(イメージ)

ロビー（アトリウム）内に、サービスコーナー（厨房）【面積約 14 m<sup>2</sup>】を設置し、木製カウンターやテーブル、いす等を整備する予定です。



## 5 竣工時期

平成 24 年 12 月頃を予定。

※運営開始（オープン）は、平成 25 年 1 月頃を予定していますが、詳細は選定された運営事業者と協議の上、決定します。

## 6 整備予定の厨房設備等

シンク、調理台、IHヒーター、製氷機、冷蔵冷凍コールドテーブル、換気設備、冷暖房機器（空調設備）、排水設備を予定しています。

その他、カフェの運営に必要な機器・備品等については、札幌市と協議の上、運営事業者に準備していただくこととなります。

## 7 設備上の留意点

サービスコーナー（厨房）には、電話回線（1 回線）を配線していますが、電話会社との契約及び通話のための工事は、運営事業者が直接契約し、工事費・基本料、通話料等を負担することとなります。

## 8 メニューや価格等

設備上、IHヒーターを使用していただきます。既に調理済のもの（例えば、仕入れたパンや菓子等）及び飲料品（コーヒー、紅茶等）を想定しています。提供するメニューについては、事前に札幌市に確認をしてください。

また、販売価格は、「障がい者協働事業」により運営している同様の店舗（市役所や市社会福祉総合センターの元気カフェ）等の価格を参考にしてください。

## 9 営業日及び営業時間

原則として、中央図書館開館日及び開館時間内（平日は午前 9 時 15 分～午後 8 時、土日祝日は、午前 9 時 15 分～午後 5 時）を想定していますが、詳細は札幌市と協議の上、決めていただきます。

## 10 施設使用に係る負担額

サービスコーナー（厨房部分）や控室（※）の施設使用料、電気・上下水道料金の加算料（施設全体を按分した分及びサービスコーナーで使用する実費分）について、必要な額を負担していただく予定です。（施設使用料については一部補助があります）

※平成 24 年度に使用できる控室は、約 5 m<sup>2</sup>のスペースです。

## 11 事業の継続

「元気カフェ」は、「札幌市障がい者協働事業」として運営費の一部に補助金を交付することとなりますので、毎年度、補助金実績報告書を提出し、事業内容の審査を受ける必要があります。

また、事業を継続し、補助金の交付を受ける場合には、毎年度、事業計画書（補助金交付申請書）など、関係書類を提出し、審査を受けていただく必要があります。

あわせて、前項「10」に掲げる施設使用についても、毎年度、関係書類を提出し、審査を受ける必要があります。

## 12 運営についての留意点

- (1) 図書館の性質上、開館時間中については、大きな音を出すことやイベント等は、利用者への影響があるため、十分配慮するようお願いします。
- (2) 過去3年間（平成21～23年度）の1日あたりの平均来館者数は、約1,450人です。運営にあたっては、障がいのある方の継続的かつ安定的な雇用を実現するためにも、収益性を確保するよう十分工夫した運営に努めてください。

## 13 その他

- (1) 食品衛生法や札幌市図書館条例、札幌市庁舎管理規則等の関係法令を遵守して、必要な許可を受けて運営を行ってください。
- (2) このほか、運営に係る必要な事項については、随時、札幌市と協議して決めていただきます。

# 「元気カフェ」の運営事業者を募集します！

札幌市では、中央図書館1F ロビー（アトリウム）に障がいのある方が働く場として、『元気カフェ』をオープンします。『元気カフェ』は、市役所や市社会福祉総合センターのロビーに設置され、働く障がいのある方と訪れる市民の方の交流の場として、また憩いの場として利用されております。

このカフェについては、「札幌市障がい者協働事業」（※事業内容の詳細は、事業運営費補助要綱をご覧ください）として運営していただくこととなりますが、このたび、運営を希望する事業者を下記のとおり募集し、運営に係る費用の一部を補助します。

**なお、別紙「『元気カフェ』の概要」をご覧ください、内容を確認の上、応募してください。**

## 1 「元気カフェ」設置場所

中央図書館1階ロビー（アトリウム）（中央区南22条西13丁目）

## 2 「元気カフェ」のオープン

平成25年1月頃を予定しています。

## 3 「元気カフェ」を運営する事業者の選定

事業の運営を希望する場合、事前に事業計画書を提出していただき、札幌市が設置する選定委員会にて、運営方法等の企画提案をしていただきます。提案内容の総合評価点に基づき、運営事業者を選定いたします（プロポーザル方式）。

## 4 事業運営費の補助内容

選定された運営事業者に対しては、以下のとおり運営に係る事業費の一部を補助します。

**今年度につきましては、雇用する障がい者従業員数は5人とします。**

補助項目	補助内容		備考
補助基準額 (年額)	障がい者の 従業員数	基準額	年度途中から事業を開始する場合は、基準額を12で除し、事業実施月から年度末までの月数を乗じて算出します。
	5人	6,820,000円	
	6人	7,720,000円	
	7人	8,630,000円	
	8人	9,540,000円	
9人	10,450,000円		
家賃加算	家賃年額×1/2（上限480,000円）		
施設設備費補助加算	1,000,000円		事業開始初年度のみ適用

※事業に要した経費のうち、給与・手当等（ただし、障がい者従業員の給与等を除く）、共済費、消耗品費、光熱水費、修繕費、備品費、賃借料等の実支出額と、基準額を比較して、いずれか低い額を予算内で補助します。

## 5 事業運営費の補助要件（主な項目のみ）

事業運営費の補助を受けるためには、以下の基本的要件を満たすことが必要です。

※補助金額算定にあたっては、他に要件等があります。詳細は、別添の「運営費補助要綱」をご覧ください。

	項目・内容等
基本的要件	<ul style="list-style-type: none"><li>①法人（営利・非営利は問いません）が行う継続性のある事業</li><li>②事業の拠点が札幌市内</li><li>③市内に住む障がいのある方が従業員として、全従業員の5割以上かつ5人以上9人以下であること</li><li>④事業の従業員に対し、1週あたり30時間以上勤務の雇用契約（※最低賃金の3/4以上の雇用契約であることが必要）</li><li>⑤障がいのある従業員は、原則として協働事業に従事するために、公共職業安定所等のあっせんにより、新規に雇用される者であること</li><li>⑥障がいのある従業員の相談や、技術指導等を支援する従業員を雇用すること（※1人以上の配置が必要）</li><li>⑦障がいのある従業員に対し、健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用</li><li>⑧設備などが障がい者に配慮された環境</li><li>⑨事業の従業者について、法人内の他事業と明確に区分すること</li><li>⑩補助金の経理について、法人内の他事業と明確に区分すること</li></ul>

## 6 選定評価の視点等

前項「5」の基本的要件を満たすほか、次に掲げる視点等を参考に総合的に判断します。

- (1) 障がい者雇用の動機
- (2) 障がい者従業員の職場定着支援
- (3) 障がい者支援についての研修体制
- (4) 職場環境への福祉的配慮
- (5) 障がい者雇用の理解促進に係る周知活動
- (6) 接客技術・経験等
- (7) 事業の収益性

## 7 手続き方法・提出書類

事業運営を希望する場合、下記担当者までご連絡をいただくか、札幌市役所公式ホームページから、「事業計画書」をダウンロードして、必要事項を記入の上、以下の書類を添えて提出してください。

### ●提出書類

- (1) 事業計画書【様式指定】
- (2) 上記6「選定評価の視点等」に掲げる項目について、事業計画書を補足する企画提案書【様式自由】
- (3) 予定する事業に係る収支予算書（事業実施年度を含む3年間見込）【様式指定】（※事業計画書ファイルにシートがあります）
- (4) 法人の定款及び現在事項全部証明書（法人の登記簿謄本。ただし、募集案内以降に交付されたもの）
- (5) 法人の過去3年間の収支（損益）計算書、またはこれらに相当する書類
- (6) 法人の過去3年間の貸借対照表及び財産目録、またはこれらに相当する書類
- (7) その他、法人活動の概要が分かる資料等【様式自由】
- (8) 法人の過去3年間における札幌市税納税証明書（指名願用で、募集案内以降に交付されたもの。ただし、納税義務がない法人を除く）

## 8 スケジュール

時 期	手続きの流れ
9月 7日(金) 午後 5時 15分	■「事業計画書」及び関係書類の提出期限（ただし、郵送の場合は、当日の消印有効）  ■選定委員会の日時等について、各応募者あてに通知します。
9月 21日(金)	■選定委員会（札幌市が設置）開催。「事業計画書」等関係書類を精査し、ヒアリングを実施します。※選定後、速やかに結果をお知らせします。  ■カフェの運営方法、運営費補助等の事務打ち合わせを行います。
平成 25 年 1 月	■元気カフェオープン予定 ■広報さっぽろ等にて、市民に周知します

**提出期限：平成24年9月7日（金）**

### ●お問い合わせ先●

電話：011-211-2936      FAX：011-218-5181      e-mail：[shogai.fukushi@city.sapporo.jp](mailto:shogai.fukushi@city.sapporo.jp)

担当：札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 就労・相談支援担当係      山本・藤崎

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階南側

募集案内ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/genkicafe2012>

（※ただし、ホームページは、8月3日から公開します）